

# 令和6年度就職意欲向上セミナー事業業務委託にかかる 公募型プロポーザル実施要領

働く意欲のある市民の皆さんが安心してやりがいをもって働くことができ、働き続けられる環境を実現するため、豊中しごと・くらしセンターでセミナーを実施します。つきましては、同センターで実施するセミナーの一部を、専門ノウハウを保有する事業者にも業務を委託することとし、その受託者の選定にあたり、次のとおり公募型プロポーザルを実施します。

## 1. 目的

セミナーを通じて参加者が自身のライフプランやマネープラン・自身の経歴を考え就職に結びつくことを実現するための就職支援セミナー（以下「セミナー」という。）を専門的なノウハウを有する民間事業者へ委託して実施することにより、多くの求職者に必要な知識や技法を習得させ、円滑な求職活動の促進を図り、もってその早期就職の可能性を高めようとするものです。また、セミナーをオンラインでも配信し、自宅等からでも参加できるようにします。

## 2. 募集対象業務

### (1) 業務の概要

セミナーなどの企画・講師の手配や派遣・オンライン配信の準備など。なお、セミナーの開催場所は主に豊中しごと・くらしセンターとし、業務の詳細は別添の仕様書のとおりとします。

### (2) 委託期間

契約締結日から令和7年(2025年)2月28日まで。但し、セミナー実施時期は委託者と受託者で協議のうえ決定します。

### (3) 予算額

委託料の上限は、919,600円（消費税及び地方消費税を含む）。

## 3. 参加資格

本案件に参加できる者は、企画提案書等の提出期日において、下記のすべての要件を満たす者とする。なお、企画提案書提出後において要件を満たさなくなった場合は参加を認めない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされて

- いないこと及びその開始が決定されていないこと。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
- (5) 暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員及び豊中市暴力団排除条例（平成 25 年豊中市条例第 25 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）に該当しないこと。
- (6) 本市から豊中市入札参加停止基準（平成 7 年 6 月 1 日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (7) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置（本業務の提案募集を公示した日から応募の日まで）を受けていないこと。
- (8) 労働関係法令に違反し、官公署から摘発または勧告等を受けていないこと。

#### 4. 日程（いずれも、令和 6 年（2024 年））

- |                        |             |               |
|------------------------|-------------|---------------|
| (1) 募集要項等の公表           | 6 月 10 日（月） |               |
| (2) 質問事項の締切            | 6 月 17 日（月） | 午後 2 時必着 (※1) |
| (3) 質問事項への回答           | 6 月 21 日（金） | 市ホームページに掲載    |
| (4) 応募書類提出期限           | 7 月 1 日（月）  | 午後 3 時必着      |
| (5) 第 1 次審査（書類審査）      | 7 月上旬       | (※2)          |
| (6) 第 2 次審査（プレゼンテーション） |             | (※3)          |
|                        | 7 月 11 日（木） | 予定            |
| (7) 結果の通知・公表           | 7 月中旬       | （予定）          |

※1 質問の受付は、電子メールのみとし、事業者名、担当者名を明記の上、様式は自由とします。また、質問への回答は、市のホームページに掲載し、個別には回答しません。

なお、セミナーの会場とする豊中しごと・くらしセンターは、事前連絡のうえ見学可能です。

※2 応募が 4 件以上となった場合は、書類による第 1 次審査を実施し、第 2 次審査（プレゼンテーション）に進んでいただく提案者を選定します。

※3 第 2 次審査の対象となる提案者には、日時等を別途ご連絡します。

#### 5. 応募方法

##### (1) 提出書類の種類

No	提出書類の内容	様式について
①	プロポーザル参加表明書	様式 1
②	業務提案書	任意様式
③	本業務の見積書	様式 2

④	本業務の見積の内訳書	任意様式
⑤	団体の概要書（企業概要・類似業務の実績など） ※公募開始日から過去3年以内の処分歴は必ず記載すること	任意様式
⑥	（任意）関連する業務実績	任意様式
⑦	入札参加停止措置等状況調書	様式3

(2) 提出部数

正本1部、副本5部及び提出書類の電子データをCD-ROM等で提出すること

(3) 提出期限

令和6年（2024年）7月1日（月）必着（持込みの場合は午後3時まで）

※提出書類の分割提出は認めません。また、提出書類の不足又は提出期限内未到達の場合、応募を無効とします。

(4) 提出方法

持参、郵送、宅配便のいずれかとします。

(5) 提出先

豊中市市民協働部くらし支援課（豊中しごと・くらしセンター）  
（豊中市庄内幸町4-29-1 庄内コラボセンター3階）

(6) 提出書類の取り扱い

提出書類は、いかなる場合でも返却しません。

6. 選定方法

提出していただいた内容について総合的に評価し、受託候補者を選定します。

なお、提案内容において配点の50%未満の提案者は、順位が1位の場合であっても受託候補者としません。

(1) 審査手順

令和6年度就職意欲向上セミナー業務受託事業者選定委員会にて審査します。

(2) 評価項目

項目	配点	評価のポイント
1. 提案内容	50点	・各セミナーの構成案について ・講師の選定理由について ・各セミナーの集客方法について
2. 業務実績	30点	類似する業務の実績があるか
3. 費用	20点	積算額は適切か ※本業務の見積を勘案し、採点

※公募開始日から過去3年以内の処分歴などがある場合は、最大で5点減点します

(3) 審査スケジュール

第1次審査

7月上旬に令和6年度就職意欲向上セミナー業務受託事業者選定委員会を開催し、

書類審査にて第2次審査に進出する提案者を選定します。なお、応募が3件以下の場合は第1次審査を省略し、全件第2次審査に進みます。

#### 第2次審査

7月11日（予定）に豊中しごと・くらしセンターにおいて、令和6年度就職意欲向上セミナー業務受託事業者選定委員会を開催し、プレゼンテーション及び質疑応答の内容も考慮して審査を実施します。

#### (4) 審査結果の通知

審査結果は、全ての提案者に対して、7月中旬にメールと郵送にて通知します。

なお、優先交渉権者に選定された場合でも、本市と仕様並びに価格等について協議の上、受託者として決定するため、優先交渉権者の通知をもって本業務の受託者を約束するものではありません。

#### (5) 審査結果の公表

審査結果は、「(4) 審査結果の通知」後、市のホームページ等において公表します。

##### 【公表する内容】

- ① 件名
- ② 履行期間
- ③ 受託候補者（事業者名・所在地・代表者・提案金額）
- ④ 公募及び審査経過（公募経過・応募団体・審査経過・選定委員会の構成）
- ⑤ 選定理由
- ⑥ 採点結果
- ⑦ 担当課
- ⑧ その他（受託候補者と最高評価点者が異なる場合は、その理由）

※ 応募が2者であった場合は、次点者の評価点は公表しません。

#### 7. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 応募書類に虚偽の記載を行った場合
- (2) 提出書類に不備がある場合（提出書類の追加や分割提出も認められません。）
- (3) 企画提案書受領から契約締結日の間に、豊中市から入札参加停止措置を受けたもの
- (4) プレゼンテーション審査に欠席した場合
- (5) 提案に関して談合等の不正行為があった場合
- (6) 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (7) 見積金額が提案上限額を超えた場合
- (8) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行ったとき
- (9) 選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示したとき
- (10) 実施要領の内容に違反した場合
- (11) その他、選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合

## 8. 留意事項

- ①本プロポーザルに要する経費（提案書の作成及び提出に関する費用等）は、応募者の負担とします。
- ②審査及び評価の内容、応募者名等の内容についての質問は一切受け付けません。
- ③提出された書類の返却、提出期限以降における書類の差し替え及び再提出には応じません。
- ④提出書類に記載された受託業務の担当者等は、発注者がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできません。
- ⑤本プロポーザルの応募を取り下げる場合は、速やかにくらし支援課まで文書で通知してください。また、取り下げによる不利益な取り扱いはしません。
- ⑥質問事項の締め切り以降、事業に係る質問は受け付けません。

## 9. 契約について

受託候補者の相手方と企画提案書の提案内容にもとづき、本市と協議のうえ業務内容を確定して契約を締結します。なお、受託候補者と契約に至らなかった場合は、次点の提案者と契約をすることがあります。

契約に至った場合は、契約保証金の納付を行ってください。なお、履行保証保険の締結など、契約保証金を免除できる場合があります。

## 10. 応募先、質問先及び問い合わせ先

〒561-0833 豊中市庄内幸町4-29-1（庄内コラボセンター3階）

豊中市市民協働部くらし支援課（豊中しごと・くらしセンター） 担当：島井

TEL 06-6398-7463、FAX 06-6398-7104

E-mail shigoto@city.toyonaka.osaka.jp